



## MOWCAP登録ガイドライン

### ユネスコ「世界の記憶」 アジア太平洋地域登録プロセス (仮訳)

#### 凡例

- ・原文において、大文字で開始している用語は固有名詞と整理し、人名以外は原則として「」でとじている。また、斜体で示される書名も「」でとじている。
- ・原文において、太字、斜体で表現されているものは、(書名を除き) 訳文でも太字、斜体で表現している。
- ・原文の( ) は訳文でも( ) としている。
- ・読みやすさを優先し、必要と考えた場合には意識している。また、明らかに原文にない語句を補って訳出した箇所や、原語を示した場所は、〔 〕で示している。

目次は最終ページを参照。

#### A. 経緯

『世界の記憶 (MoW)』事業にかかる一般指針〔(以下、「一般指針」)〕は、「世界の記憶」アジア太平洋地域登録 (以下、MOWCAP地域登録) への〔登録〕プロセスを形成する範囲を示すものである。よって、ここに書かれた原則がMOWCAP地域登録に適用される。

- 1 MOWCAPは、MOWCAP地域登録への登録を承認する権威である<sup>1</sup>。
- 2 MOWCAPは、特定の地域差を設定することが要求されない限りは、可能な限り「一般指針」に準拠して実施する。
- 3 MOWCAPビューローは、以下に概説される登録プロセスのいかなる部分についても、必要な文言の修正及び期限を決定する権限を有する。

---

<sup>1</sup> 「一般指針」の第 7.10 項『世界の記憶』国際登録、地域登録、国内登録』を参照のこと

- 4 MOWCAP地域登録の〔審査にかかる〕基準は、国際登録の基準と同一であるが、重要性は世界的ではなく地域的（アジア太平洋地域）な範囲で設定される。
- 5 MOWCAP地域登録を管理するプロセスと体制は、可能な限り国際登録簿と同様のものとする。

## B. プロセス

- 1 MOWCAPは独自の登録小委員会（以下、RSC）を設置している。RSCは申請を評価し、MOWCAP総会に対して「登録」または「却下」の勧告を行う。
- 2 申請は、（ユネスコ加盟国の代表である）関連する国内委員会を通じて、又は、関係するユネスコ国内委員会の署名入りのサポートレターを付して、MOWCAP事務局長に提出しなければならない。ユネスコ国内委員会がない場合は、存在する場合は関連する「世界の記憶」ナショナル・コミッティを含む、ユネスコとの連携を担当する政府関連組織のサポートレターを添えて提出しなければならない。
- 3 MOWCAP地域登録への申請については、RSCの業務を支えるMOWCAP事務局長が募集を行い、〔申請を〕受理する。
- 4 MOWCAP地域登録への登録は、予期せぬ事態により〔実施が〕現実的でない場合を除き、2年ごとに行われる。
- 5 募集の呼びかけにあたっては、呼びかけから少なくとも4ヶ月後となる提出期限を示すものとする。また、呼びかけにあたって申請が満たすべき選考基準を示すものとする。

## C. 国際登録、地域登録、国内登録

- 1 「世界の記憶」事業は、ユネスコ加盟国が広く記録遺産を保存することを支援するため、設立された。記録遺産の保存の必要性への関心を引く手助けとして、3種類の登録制度がある。「世界の記憶」国際登録は1995年に設立され、1997年に最初の登録が行われている。国際登録への申請は2年に1度のサイクルで募集され、決定される。時が経つにつれ、「世界の記憶」リージョナル・コミッティやナショナル・コミッティがそれぞれ登録制度を設置し、その数は順調に増えている。登録制度は記録遺産のショーケースであり、その、明示的な重要性和象徴性によって、政策決定者や市民に、〔記録遺産に対する様々な〕必要性へのより大きな注意を喚起するものである。登録された記録物は、等しく重要な〔多くの〕記録物のごく一部を代表するものに過ぎないが、記録遺産の保存とアクセス容易性という一般化された理想を、

具体的なものにしてくれる。

- 2 国際・地域・国内それぞれの登録における選考基準は、「世界の記憶」国際登録が定める基準に基づくが、それぞれにおける言葉の使い方は地域や国の特殊性を反映して多様なものができる。登録制度はまた、それぞれの地域的な範囲や、登録された記録遺産の影響が国際的、地域的、又は国内的な重要性を持っているかどうか、また記録物やコレクションが人々やコミュニティに対して持つ価値や意義を意味する言葉などによって、異なるものとなる。
- 3 全ての「世界の記憶」登録制度は自律的に運営され、それぞれのタイムフレームにおいて実施される。全ての登録〔された記録物〕は等しく重要なものである。世界の記録遺産は非常に膨大且つ複雑なものであり、単一の登録制度では扱いきれず、機能しない。〔国際、地域、国内の〕3つの登録制度というアプローチは、単一の国際登録だけでは不可能であろう方法において、地域や国の専門性を、申請された記録物の評価に適用できるようにするものである。
- 4 それぞれの登録制度では、選考を通過した〔記録物の〕申請者には、登録されたことを示す正式な認定書が送られる。公式な認定書の授与は、認定書を受け取った機関及びユネスコ双方の利益となるような、注目を集められるメディアイベントとなり得るものである。公式認定書は手渡し又はメールのいずれかによって授与される。これは、記録物自体や登録の瞬間という両方の広報の機会を提供するものである。
- 5 登録された記録遺産の所有者及び管理者は、登録を発表し、登録された記録物への関心を集めることが推奨される。多くの記憶機関は選ばれた記録物を人々の目に触れるようにしている。いつでもアクセスできるよう、記録物をデジタル化したり、ウェブサイトやソーシャルメディアを使って認知度の向上に努めたり、商品として複製品を販売したり、コミュニティや国、地域にとっての重要性をより詳しく説明するために、歴史や解説が書かれた書籍を出版する等のことが実施されている。
- 6 「世界の記憶」ロゴは「世界の記憶」のリージョナル・コミッティやナショナル・コミッティ、登録された記録物を所有する機関が、ユネスコと関連があることを示せるようにするものである。これは記録遺産の普及や保護にかかる活動の広報や、「世界の記憶」への登録を強調する際に役立つ。ただし、その使用は、「世界の記憶」ウェブサイトに掲載される「ロゴの使用に関する指針」の規定に従うものとする。ユネスコは、ロゴが使用される条件を定めており、不正使用や違反行為があった場合の使用中止を要求することができる。
- 7 「世界の記憶」ナショナル・コミッティや登録された記録物の所有者は、「世界の記憶」ロゴの使用申請を、ユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合は、ユネスコとの連携を担当する関連政府機関を通じて、〔ユネスコ〕「世界の記憶」事務局に送付できる。ロゴは、

その同心円が様々な形式の記録物、そして記憶の普及、保存を表現していると解釈できる象徴的なデザインとなっている。同心円の切れ目は、失われた／欠けてしまった記憶を表している。

8 MOWCAPは、登録されたアジア太平洋地域の記録遺産リストを管理・公開する。

#### D. 受領可能性審査

以下のリストは、MOWCAP登録小委員会（RSC）が、審査に付さない申請とする場合がある記録物である。

- 1 現代の政治的指導者や政党に関する記録物：通常は、これらの記録物はそれぞれの「世界の記憶」ナショナル・コミッティの決定に沿って、国内登録がふさわしいと思われるものであるが、公平性及び客観性の必要性—そしてそう見なされる必要性—から、全ての「世界の記憶」コミッティが運用する現在の政治的状況にそぐわないものである。「世界の記憶」登録制度は政治的な党派心にかかる、いかなる非難も避けるべきである。
- 2 国の憲法や類似の記録物：これらは当該案件の影響が通常は国内に限定されるものであるため「世界の記憶」国内登録にふさわしい候補案件とし得るものである。ただし、例えば他の国の憲法のモデルや、普遍的に享受された原則となったものの先駆的な存在であるなど、アジア太平洋地域や各準地域において幅広い地理的影響が明白であるものは例外となる場合がある。
- 3 機関が所蔵する全ての記録の申請：コレクションや資料群、またコレクションや資料群の集合の申請は歓迎するが、ある機関が所蔵する全ての所蔵資料を申請しても、認められない可能性が高い。ただし、機関内で保管される記録の内容が全体として合致しており、重要性や統一性、一貫性がある場合であれば、その限りではない。
- 4 激しく損傷した記録で、当該記録の内容や特性が損なわれ、修復の余地がないもの。
- 5 曖昧な記述の申請や、〔明確な開始日及び終了日がないような〕完結していない申請は受け付けない。
- 6 国連憲章及びユネスコ憲章の目的や原則に反する問題や考え方を助長する記録、人権の否定やヘイトスピーチ、人種差別、偏見を助長するような記録。

## E. 登録にあたっての選考基準

一貫した基準を用いることで、正確な分析が可能となり、それぞれの記録物やコレクションの独自の特性や意義を明らかにすることができる。評価の際には全ての基準が考慮されるが、その全てが申請される記録物やコレクションに関連するものとは限らず、1つだけ、又は複数の基準が適用されたり、基準が相互に関連している場合がある。記録物の重要性を正当化するために全ての基準に適用させる証拠をそろえる必要もない。実際、ある記録物が、一義的基準におけるただ1点においてのみ非常に重要であり、それが相対的基準を考慮することで明確になる場合もある。基準は、記録物やコレクションがどのように、なぜ重要なのかを説明するためのものである。これらの基準は、対象となる記録物やコレクションの種別によって、異なる意義を持つ場合がある。以下の基準が、評価プロセスにおいて全ての申請に対し適用される。

- 1 **評価は比較評価、及び相対評価である。** 文化的重要性の絶対的な尺度はない。登録にあたっての選考は、選考基準や本「一般指針」の全体的な趣旨に照らし、また過去に登録された記録物、却下された記録物との関連において、当該記録遺産自体の真価を評価した結果、決定される。
- 2 **真正性と完全性。** この基準は、当該記録遺産が見た目どおりであるかどうかを見るものである。「真正性」とは、本物であり、それそのものであり、偽物でないこと示す質であり、そのオリジナルの状態を損なっていないことである。その記録そのものであることや出所は信頼できる形で成立しているか？複製や模造、偽造や偽記録物、偽の情報、全くの善意で、本物と見なされていることもある。

また、1件の記録物としての「完全性」とは、全体的でありかつ完全であるという質を指す。記録遺産の一部が別の場所に保管されていて申請から漏れていることはないか？全てが同じ年代のもので、失われた部分が新しく複製物で置き換えられていないか？当該記録物はオリジナルか？もしオリジナルでないなら、最も古い写本として知られるものか？当該記録遺産の何パーセント程度がオリジナルの状況のまま残存しているか？

これは、対象となる記録物の性質によっては複雑な問題となりうる。視聴覚媒体や電子ファイル、及び手書き原稿など、記録物によっては、年代や完全性、保存状態が同様であったり異なったりする中で、様々な異本・バージョンが存在する場合がある。

## F. 地域的重要性：一義的基準

MOWCAPは、記録遺産が以下の3つの基準のうち1つ以上に合致した場合、地域的重要性を持ち合わせた記録遺産であると考え。申請者はこれらの基準のうち1つ以上に該当する旨、説明す

ること。1件の申請に対して必ずしも全ての基準を適用させる必要はない。関連するもののみを選択すること。

**歴史的重要性。**当該記録遺産は、アジア・太平洋地域全体、あるいは中央・南・東南・東アジアやメラネシア、ミクロネシア、ポリネシア、オーストラレイジアのような〔それぞれの〕準地域内の歴史に関連して、何を伝えるものか。

例えば、以下に関するものか。

- 政治的あるいは経済的發展、又は社会的あるいは精神的運動
- アジア太平洋地域史における著名な人物
- 世界を変えた重要な出来事
- 時代、出来事、人に関連する特定の場所
- 唯一の現象
- 特筆すべき伝統的慣習
- 国家間、コミュニティ間に展開した関係性
- 生活様式や文化様式の変化
- 歴史における転換点、あるいは極めて重要な発明
- 芸術、文学、科学、技術、スポーツ、その他生活や文化に関する卓越した事例

**形式やスタイルにおける重要性。**重要性は時に当該記録遺産の物理的特徴に由来する。

例えば、ある記録物が手書きの原稿やタイプ打ちの紙媒体の記録という点では特別なものではなくとも、注目に値するような様式的質の高さや〔特定の〕人物とのかかわりを持っている場合がある。記録遺産における他の形式で言うと、革新的な質、芸術性の高さ、又は注目すべき特質を示す場合がある。例えば、以下のようなものである。

- 当該記録遺産が、同種のタイプのものでは特に優れた例
- 審美的、あるいは職人技術において顕著な質を持ちあわせたもの
- 新規の、また通常みられない媒体
- 現在では使用されなくなったり別の媒体に取って代わられたりした記録物の形式の例

**社会的、コミュニティ的、あるいは精神的重要性。**特定の既存コミュニティに付随する記録遺産が、明らかに重要である場合もある。例えば、ある共同体（あるいはその共同体の特定の部分、氏族、部族、家族等）が、愛すべき（あるいは恐れられたり嫌われたりした）祖先、精神的指導者、聖人、預言者、指導者の遺産や、特定の事件、出来事、場所に強く関連している場合がある。多くの場合、口伝えまたは文字に書かれた記録や物語は、コミュニティにおける歴史の証人であり、道徳的な教訓や伝統を体現していると見なされる。したがって、コミュニティは、このような記録遺産を保存し、何世代にもわたって受け継ぐ特別な義務があると考えられるかもしれな

い。申請書には、申請された資料が何を表しているか、また、このような精神的つながりがどのように表現されているかにかかる情報を記載する必要がある。先住民族や少数または社会から疎外された集団からの申請を奨励・促進するため、特別な配慮がなされるべきである。

## G. 地域的重要性：相対的基準

MOWCAPは記録遺産そのものが持つ特性について、更なる情報を必要とする。

**唯一性、あるいは希少性：**記録物又はコレクションは、独自のもの（その種のもので作成された唯一のもの）あるいは希少なもの（多数製作された中の現存する数少ないもの）か？

この質は一定の詳細さが必要となるだろう。コレクションや原稿、その他の記録物は、希少なものであったとしても必ずしも独自のものであるとは限らない。他にも同一ではないが似たようなコレクションや記録物があるかもしれない。

**比較分析：**申請者は、国際、地域、国内いずれの「世界の記憶」登録簿に登録されているかどうかに関わらず、それぞれのレベルで申請する案件と類似の事例を探し、またそれらとの比較を試みる責任がある。

申請者は、自身の申請案件と、既に登録された記録物の申請書や、まだ登録されていない他の類似案件の申請書とを比較するため、MOWCAP及びMoW双方のウェブサイト参照する。

この比較分析は、申請する記録物やコレクションと他の記録物との類似点と相違点を概説し、また（該当する場合は）国内的、地域的、さらには国際的な文脈における重要性を説明しながら、申請する記録物やコレクションが際立ったものである理由を示す必要がある。

## H. ジェンダー

ジェンダー平等は、ユネスコの2つの世界的な優先事項のうちの1つである。申請する記録遺産に、もしジェンダーに関連するなんらかの特別な側面があれば、それを詳しく記述し、申請する記録遺産が、アジア太平洋地域における女性や少女の人生について何を伝えているか、また、この地域の女性の人生や少女、あるいはジェンダー平等にどのような影響があったかを説明すること。なお、アジア太平洋地域における「世界の記憶」のジェンダー平等にかかる基準調査の詳細については、以下を参照のこと。

<https://bangkok.unesco.org/content/gender-equality-baseline-study-memory-world-asia-pacific>

これまでの登録には、女性により作成された記憶遺産（1997年に国際登録された「1893年の女性

参政権に関する請願書」や、2022年にMOWCAPに登録された「内房歌辞」（韓国）や、女性や少女の生活の改善を証明する文書（2022年にMOWCAPに登録された「初期大生紡績工場アーカイブズ」（中国））、及び女性や少女の貢献を認める文書（2022年にMOWCAP登録簿に登録された韓国の「泰安半島重油流出」）等が含まれる。

## I. 重要性の説明

申請者は、申請に重要性の記述を含めなければならない。これは一義的及び相対的基準、及び真正性と完全性の分析、及び他の記録物やコレクションとの比較の下に要点を概略する、申請の重要な部分となる。なお、関連があれば、ジェンダーにかかる知見を含めること。

以下のことを説明すること：

- ・なぜ当該記録遺産が世界の記憶にとって重要であり、その損失が人類の遺産の貧しさを招くことになるのか。
- ・国家や地域の境界を越えた生活や文化に対し、一正であれ負であれ一どのような影響を与えているか／与えたか。

## J. 保護と管理

あらゆる登録制度における、あらゆる記録遺産の登録にかかる決定は、主にその重要性の評価に基づいており、申請の時点における〔管理される〕場所や管理〔の状況〕の評価には基づかない。

しかし、申請者は、申請する記録遺産の保護と管理について、以下のような情報をMOWCAPに提供することが重要である。

**状態：**記録物の状態は、それ自体が重要性を証明するものではない場合があるが、登録の適正には関わる。劣化が相当程度進んでいる記録物は、その内容や特性が、修復できない状態まで損なわれている場合、登録にはふさわしくない場合がある。逆に、記録物の状態はよくても、保存環境が悪かったり安全性の低い状態で管理されていたりすると、リスクがある場合がある。当該記録物やコレクションの性質によっては、申請書に現在のリスクにかかる認識や修復の必要性の詳細を十分に記載する必要がある。登録された場合は、現在の状況や保管にあたっての安全性をモニタリングする基準が示されることとなる。

**脅威：**存在が脅かされる状態にあるか？（すでに保存・セキュリティ対策が導入されている場合でも、警戒が必要である）。

**管理計画：**記録遺産の重要性が反映された計画があり、その保存と利用のための適切な戦略があ



るか。

## K. 申請書の提出の形式

MOWCAPウェブサイトから入手可能な申請様式に示されている、それぞれの説明は、本「登録プロセス」の一部を構成するものである。

- 1 記録遺産は、公立機関の所有であっても、民間の所有であってもよい。
- 2 MOWCAP地域登録への申請は、政府やNGOを含むいかなる個人または組織でも行うことができる。**申請は、関連する国内委員会を通じて、または（ユネスコ加盟国代表である）関連する国内委員会からのサポートレターを添えて、MOWCAP事務総長に提出しなければならない。**国内委員会がない場合は、ユネスコとの関係を担当する関連政府機関、また存在する場合は関連する「世界の記憶」ナショナル・コミッティからのサポートレターを添えるものとする。

**これは、「世界の記憶」の国際登録及び地域登録の双方の全ての申請に対する新たな要件であることに留意すること。レター等の発行のための十分な時間を確保するため、申請者は、出来るだけ早期に関連する国内委員会（あるいは同等の〔機関〕）に連絡することが推奨される。もし自国におけるこのような機関の連絡先が不明である場合には、事務局長に連絡すること（[mowcapinfo@gmail.com](mailto:mowcapinfo@gmail.com)）。**

- 3 実務上の理由から、申請は2年に一度のサイクルにおいて1か国あたり3件までに制限する。3件を上回る申請があった際は、関連する「世界の記憶」ナショナル・コミッティ又はユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合は、ユネスコとの連携を担当する関連政府機関に対して、3件に絞ることと、〔その3件を〕選択した理由を求めることとなる。
- 4 コレクションや〔記録の〕集合体が所有者／管理者の間で分かれているために、異なる加盟国間で2団体又はそれ以上の申請者による共同申請が行われる場合がある。そのような申請では、〔1国あたりで申請できる〕案件の数や、申請に加わる共同申請者の数に制限はない。アジア太平洋地域以外の申請者でも、アジア太平洋地域の1か国以上〔に所在する〕申請者との共同により、申請に参加することができる。

共同申請の場合、**申請は、各申請者〔の国〕の（ユネスコ加盟国の代表である）ユネスコ国内委員会からの署名入りのサポートレターを添えて、MOWCAP事務局長に提出しなければならない。**ユネスコ国内委員会がない場合は、ユネスコとの連携を担当する関連政府機関、また存在する場合は関連する「世界の記憶」ナショナル・コミッティからのサポートレター

を添えるものとする。

- 5 申請者が所有者／管理者でない場合、所有者／管理者が申請について同意している必要がある。所有者／管理者が同意を保留している場合は、申請者はその理由を説明しなければならない。
- 6 申請できる記録遺産の種類については、具体的な制限がある場合がある。これについては、「D. 受領可能性審査」に詳細がある。
- 7 申請された図書又はアーカイブズ・コレクション、記録群は、明確な開始日と終了日のある、完結したものでなければならない。それらがあいまいに記載されていたり、完結していない申請案件は受け付けない。〔受領可能な申請の〕典型的な事例としては、保存箱や保管場所に関する番号、記録物の分量や内容に関するデータベースによって特定される、記録群又は目録化されたコレクションである。目録や登録された内容の記述が膨大である場合は、例となる目録の項目、受入・登録番号又はその他の詳細を付録として付したものを提出すること。
- 8 記録遺産が、複数の複製物〔写本〕や類似の異本〔バージョン〕の形で存在する場合は、特定の複製物〔写本〕等を申請するのではなく、「作品〔work〕」として申請すること。特定の状況においては、当該複製物を既存の登録に追加する形で申請を行う場合もあり得る（本件の詳細は後述の「O. MOWCAP登録簿に既に登録された記録物への追加」の項目を参照のこと）。
- 9 簡潔であること。申請書の内容は包括的であるべきだが、必要以上に長くすべきではない。申請書類は量ではなく、質において評価される。長さについての決まりはないが、通常は長くともA4サイズ20ページ程度で十分である。
- 10 必要な場合は、写真、リスト、画像若しくは電子ファイルなどを、附録資料として付けてもよい。これらは、RSCやMOWCAPの評価において非常に役立つものである。大きなファイルは、申請者にとってもMOWCAP事務局長にとっても取り扱いが難しいため、申請時に提出する電子ファイルは適度なサイズにとどめること。申請〔資料〕の一部として動画ファイルや非常に容量の大きいファイルを提出する場合は、事前にMOWCAP事務局長に連絡すること（mowcapnominations@gmail.com）。
- 11 客観性。全ての申請は、その長所を生かして申請される。申請は、事実に基づき、公平かつ客観的な言葉で記載すること。大げさな主張や証明できない主張、若しくは誰かの名誉を傷つけるような表現、政治的宣伝又は極論的な言葉遣いは非生産的であり、評価を困難にする。他の歴史的出来事との類似性を示すなど、解釈を加えるようなことも、有益ではない。このような申請は、修正にかかるRSCの助言に基づきMOWCAP事務局長によって、申請者に差し戻されることがある。申請者は、中立かつ客観的な立場で言葉遣いには慎重にすること。

- 12 アクセス容易性。申請者は、〔保管されている〕現地やインターネット上など、現実的に可能な形で、記録遺産を一般にアクセスしやすくすることが推奨される。これは登録にあたっての前提条件ではないが、アクセスの提供は「世界の記憶」事業の目的であり、評価の過程において明らかに役立つものである。
- 13 法的な事柄。申請書のMOWCAPウェブサイトへの掲載又は登録簿への登録は、MOWCAPやユネスコ事務局に対しいかなる法的義務又は財務的義務を負わせるものではない。所有権、管理権又は資料の使用についても、正式には何ら影響を与えない。また、所有者、管理者又は政府に対し、いかなる制限や責任をも課すものではない。同様に、ユネスコやMOWCAPに対しても、資料の保存、管理、アクセスの提供に必要なリソースを提供する責任を課すものではない。しかしながら、申請は、登録された記録遺産の所有者／管理者が、その保存やアクセスの提供を実行する責任があることを意味している。
- 14 MOWCAPが申請を受理した場合、MOWCAP及びユネスコのウェブサイトに、画像や映像を含む申請を公開することを許可したものとみなされる。また、別途宣言がない限り、申請が登録された場合、MOWCAP及びユネスコが広報のために画像や映像を公開・使用する権利を付与したものとみなされる。

## L. 申請の提出とMOWCAPによるプロセス

- 1 申請は、MOWCAP申請様式に電子的に記入し、事務局長宛 (mowcapnominations@gmail.com) に電子メールによって送付しなければならない。

申請は、関連する国内委員会を通じて提出するか、関連する国内委員会によるサポートレターを添えて提出するものとする。国内委員会がない場合は、「世界の記憶」ナショナル・コミッティが存在する場合は同コミッティを含め、ユネスコとの連携を担当する関連政府機関のサポートレターを添えるものとする。

〔申請が〕受理されると、事務局長は以下のプロセスを開始する。

- 2 それぞれの申請を記録し、申請者に確かに受領したことを連絡する。
- 3 内容と付随する書類を確認し、不備があった場合、事務局長は直ちに申請者に連絡を取り、申請者から補足の情報または修正された情報を、定められた期限内に提出するよう求める。通常、すべての重要な情報が揃うまで、その後のプロセスは開始されない。

- 4 前述の「D. 受領可能性」に記載されるとおり、すべてが揃った申請は登録小委員会（RSC）に送られ、そこで受領可能性に関する判断を仰ぐ。受領可能とされた場合、（下記「M. MOWCAP登録小委員会による申請の評価」に説明されるとおり）RSCは〔申請を〕評価と勧告〔のプロセス〕へと進める。
- 5 RSCの不受理に関する決定は、ビューローに通知する。
- 6 RSCが評価〔プロセスに進めるものとして〕受理した申請のタイトルと概要は、MOWCAPのウェブサイトに掲載される。この概要は、申請様式の第2項に記載されている情報に基づくものとする。受理された申請については、求め（MOWCAP事務局長に対し要望を提出すること）に応じて、全文が提供される。RSCは審査に付す申請に該当しないと判断した背景の説明や正当性をビューローおよび総会に報告するものとする。このRSC議長の報告は、MOWCAP総会の議事録の一部として公開される。
- 7 受理された申請を掲載した〔ウェブサイト上の〕リストに対するコメントは、「世界の記憶」ナショナル・コミッティや国内委員会、又は関心のあるいかなる個人や組織からも募集され、通常は少なくとも3か月間の定められた期限内にMOWCAP事務局長に提出される。

（a）〔現行の登録サイクルにおける申請を〕支持したり、（b）関連する〔申請書に書かれている以外の〕他の情報を提供したり、（c）現行の〔登録サイクルにおける〕申請の側面に関する懸念事項にかかるコメントは、個人や団体からMOWCAP事務局長に送付してもよい。例えば、コメントの送付者は申請された案件にかかる補足情報を提供したいと考えているのかもしれない。受け取ったコメントは全て、RSCの議長に直ちに伝えられ、RSCが評価過程において考慮するものとする。

**このコメントプロセスは、第N項に示される問題案件にかかるプロセスの下での異議申し立てからは完全に区別されることに留意すること。問題案件にかかるプロセスは、1か国あるいは1か国以上の加盟国間での公式の異議申し立ての状態である。このことを考慮すると、MOWCAP構成員は、事務局長の仲介による当事者間の非公式対話も含め、まずこのコメント手段を利用することで、より円滑に、そして友好的に懸念事項を解決し得るかどうかを検討することが推奨される。このような非公式の解決策を促進するため、異議申し立ては、コメント提出期限の終了後においてのみ提出することができる。**

- 8 〔事務局長は〕RSCに代わって、申請者とのやり取りを行う。これには、追加情報の要請や言葉の修正、受領可能性に関する判断、コメントフェーズにおいて提出された予備的な懸念、RSCからの予備評価及び最終評価にかかる勧告が含まれる。異議申し立ての際には、異議申

立者と申請者間のやり取りは、ユネスコ国内委員会、国内委員会がない場合は、ユネスコとの連携を担当する関連政府機関、また存在する場合は関連する「世界の記憶」ナショナル・コミッティにも同報される。

- 9 〔事務局長は〕申請におけるやり取りのうち、全ての主要な過程に関するについて、MOWCAPビューロー及び関連する国内委員会（あるいは同等の〔機関〕）に、簡潔にまとめて報告する。報告には、受領可能性に関する判断、懸念事項の表明、RSCの勧告及び（継続中及び既に解決した）異議申し立てが含まれる。
- 10 申請者の要請があれば、MOWCAP総会で登録を決定する投票が行われるまでの間、いつでも申請を撤回することができる。

〔RSCは、〕2年に一度の〔MOWCAP〕総会に先立ち、評価したすべての申請の登録の可否に関する勧告を、MOWCAPに提出する。

- 11 MOWCAP総会での投票後、MOWCAPの決定は申請者に通知され、登録となった申請をメディアに発表するよう助言がなされる。また、関連するユネスコ国内委員会にも助言が行われる。国内委員会がない場合は、ユネスコとの連携を担当する関連政府機関、また存在する場合は、関連する「世界の記憶」ナショナル・コミッティに対しての助言となる。新たに登録された記録遺産を含めるため、MOWCAP登録簿とウェブサイトを更新する。

## M. MOWCAP登録小委員会による申請の評価

- 1 第L節に言及されるとおり、事務局長は、地域登録への申請の〔登録〕プロセスを管理する。このプロセスには、必要に応じ、申請者にさらなる情報を求めるほか、問い合わせやコメントへの対応、申請の受理期限の設定や、その他登録プロセス中の申請を適時に処理するための適切な調整を行うことが含まれる。これらの管理上の調整は、MOWCAPのウェブサイトに掲載される。MOWCAP登録小委員会（RSC）は、以下に示されるプロセスを考慮し、すべての申請案件を平等に扱うものとする。
- 2 〔登録〕プロセスの一環として、RSCは事務局長と協議の上、審査に付されない記録物のリスト（「D. 受領可能性審査」参照）を念頭に、各申請の受領可能性を決定する。
- 3 特定の申請を審査に付すかどうかに関するRSCの決定は確定的なものであり、MOWCAP事務局長から申請者に伝えられる。決定は理由を付してMOWCAPビューローに報告され、RSC議長からMOWCAP総会にて報告される。

- 4 RSCは、申請に対する評価を担当する。各申請を徹底的に調査し、MOWCAP地域登録への追加、却下、仮登録、再提出について、MOWCAPに文書化した勧告を提出する役割を担う。
- 5 RSCは、各申請について、必要な場合は適切な情報源から専門的な評価と助言を求め、既に登録されている資料を含めた類似の記録遺産との比較を行う。RSCは通常、アジア太平洋地域の歴史、社会経済、政治、文化、文学等の分野のバックグラウンドをもつ専門家の助言を求め、また、関連団体や専門家NGOに相談する場合もある。
- 6 諮問を受けた専門家は、助言を提出する際には、申請書における声明や主張の確認と申請が選考基準を満たすか否かについて意見を求められる。また、MOWCAP総会への勧告を確定する前に、さらに注意を払う必要のある法的または管理的な問題を特定するよう求められることもある。
- 7 勧告にあたって、RSCは諮問した専門家の助言やその他の助言、また提出されたコメントを考慮する。申請者は、MOWCAP総会で〔登録を決定する〕投票が行われる前に、〔RSCが下した〕評価についてコメントする機会が与えられる。
- 8 〔MOWCAP〕総会では、当該登録サイクルで審査されたすべての申請について、RSCによる勧告を検討し、MOWCAP構成員は信任された代表者によって、それぞれ1票を投じるものとする。

MOWCAP総会におけるRSC議長の報告には、決定や勧告、それぞれの申請についての登録または却下の理由、及び付すべきコメントが含まれる。この報告には、RSCが審査に付されないと判断した申請や、申請者が提出後、〔MOWCAP総会での登録／却下を決定する〕投票前に取り下げた申請も含まれる。

## N. 問題案件にかかるプロセス

- 1 新たに改訂された〔ユネスコの〕「一般指針」(第8.6項)では、(特定の申請に直接的な利害関係を持つ)当事国が、「技術的」な理由(申請の受領可能性や選考基準)または「その他の〔非技術的〕」理由で、当該申請に異議を申し立てることができる「問題案件にかかるプロセス」が新たに導入された。
- 2 この「問題案件にかかるプロセス」は、上記第L節で説明されるように、個人、組織、加盟国から制限なく募集される申請に関するコメントに加えて、それとは全く別に、当事者である加盟国のための可能性として、MOWCAP地域登録への申請にも導入される。

- 3 このMOWCAPにおける問題案件にかかるプロセスは、上記第L節で説明されるように、MOWCAPの地域的な体制を考慮しつつも、国際登録における問題案件プロセスと整合性を保つよう設計されている。例えば、MOWCAP総会とビューローは、大まかに、国際登録における〔ユネスコ〕執行委員会と国際諮問委員会の役割を、〔アジア太平洋〕地域における文脈で担っている。この付随プロセスが1つまたはそれ以上の加盟国間の正式な異議申し立てのステータスを有するものであることから、MOWCAP構成員は、まず上述（第L節）に概要を示したように、申請案件に関するコメント手段を利用することにより、懸念のよりスムーズかつ友好的な解決可否について検討することが望ましい。したがって、異議申し立ての提出期間の設定はコメントの提出期間に準ずるものとし、加盟国は、現在の申請サイクル内での早期の問題解決を目指し、異議申し立て期間のできるだけ早い時期に行われることが強く求められる。
- 4 申請は、技術的事項または非技術的事項において異議申し立てを受けることがある。異議申し立ての内容によって、誰が異議申し立てを行うことができるのか、また問題解決のためにどのようなプロセスを取るかが決まる。
- 5 当事者としての加盟国によるいかなる異議申し立てもMOWCAP事務局長宛に適切な様式で提出しなければならない。申し立ての際には、明確な背景または理由を記載し、申請案件のどの部分または側面が争点であるかについて具体的に言及する必要がある。
- 6 異議申し立ては、MOWCAPウェブサイトでの申請案件名及び概要の公開後、パブリックコメントが許可された期間に続く、MOWCAPビューローによって割り当てられた期間（通常60日）内のみ行うことができる。事務総長は、いかなる異議申し立てについてもビューロー及びRSC議長に通知し、推薦人に対し注意喚起を行うものとする。
- 7 申請に対する異議申し立てがMOWCAP事務局長から通知された日から、申請者は30日以内（加盟国の要請により最大90日間まで延長可能）に回答を行う。異議申し立てを行った加盟国は、申請者からの回答を受け取った日から30日以内に、異議申し立ての継続または取り下げを表明する。所定の期間を過ぎても、当該加盟国から回答がなければ、異議申し立ては取り下げられたものとみなされる。

(a) 技術的事項による異議申し立て

- 申請は、第D節に規定される審査に付されない申請のリストや第E節に規定された登録基準に関連して、加盟国又は（適切な場合は）他の関係者によって問題が提起された場合、技術的事項に基づいた異議申し立てを受ける。このような異議申し立ては、いかなる個人または団体でも、加盟国を通じ、〔その代表である〕ユネスコ国内委員会を用いて表明することができる。ユネスコ国内委員会が存在しない場合は、ユネスコとの関係を担当する関連政府機関、

また存在する場合は関連する「世界の記憶」ナショナル・コミッティを用いて表明することとなる。

- RSCは、選考基準と受領可能性審査に基づき申請を速やかに審査し、異議申し立てにおいて提起された問題点について、申請者がどのように対処し、相互に納得できる解決策を見出すことができるか、技術的助言を提供する。すべての当事者がRSCの助言によって合意した場合、申請は、異議申し立てを受けなかったものとして、RSCによる審査プロセスに戻る。当事者が納得しない場合、RSCからの最終的な助言を受けてから30日以内に、当事者は下記第(b)項に示す手続きを経て、非技術的事項において異議申し立てを行うことができる。

#### (b) 非技術的事項における異議申し立て

- 非技術的事項における異議申し立ては、当事者となるユネスコ加盟国（すなわち、特定の申請に直接の利害関係を持つ国）が、上記第(a)項に設定される受領可能性審査と登録基準から外れる問題においてのみ、行うことができるものである。
- 申請案件が非技術的事項において、1か国以上の当事者となる加盟国から正式に異議申し立てを受けると、RSCによる案件の専門家評価が行われる。この評価結果は、関係者がRSCの評価が異議申し立ての解決に役立ったと合意しない限り、誰にも公表されない。この案件の〔登録〕サイクルにおけるさらなるプロセスは、関係する当事者が開始する対話プロセスの結果がでるまでは留め置かれることになる。
- いずれの当事者も提案された評価プロセスに満足しない場合、その当事者は仲介者／対話の促進者を交えた対話プロセスに加わる用意があることを示す、さらなる書面をMOWCAP事務局長に提出することができる。この場合は、ユネスコ・バンコク事務所が推薦する仲介者／促進者を通じた対話メカニズムが自動的に発動される。この調停者／促進者によるプロセスにかかる費用は、当事者が負担するか、この目的のために任意で拠出されるものとする。
- 〔MOWCAP〕事務局長は、他のビューローの構成員に直ちに通知し、評価とその後のすべてのステップを保留し、対話プロセスの結果次第で案件を処理するよう、RSCに指示する。
- ユネスコ・バンコク事務所は、MOWCAP事務局長から仲介者付きの対話プロセスに関する書面による要請を受けてから3ヶ月から6ヶ月の期間内に、関係する当事者と協議の上、関係する当事者が合意した仲介者／促進者を推薦し、この仲介者は、誠実に、国家間の理解と協力の精神をもって、期間に制限を設けない、真の対話プロセスに関与するものとする。
- 対話の結果を予断することはできないが、当事者となる加盟国は、「2015年勧告」の精神に則り、「平和を促進し、並びに自由、民主主義、人権及び尊厳を尊重するため、より深い理解及



び対話のための知識の共有を促進するための記録遺産の重要性を強調する」当該対話を行うことが期待されている。

- 調停／仲裁の対話プロセスが進行している間は、申請案件はMOWCAP事務局長が「保留中の申請」の名称で機密保持し、当事者、事務局、RSC議長のみが当該案件にアクセスできるものとする。案件のタイトルと、案件の〔対話の〕ステータスに関する簡潔かつ事実に基づいた概要文が、MOWCAPのウェブサイト上で公開される。
- 進行中の対話とその結果に関する簡単な報告は、〔MOWCAP〕総会ごとになされるRSCの報告書に含まれるものとする。
- MOWCAP事務局長が、異議申し立てが解決されたことを関係者に報告した後、当該申請案件は進行中のサイクルで優先的に審査プロセスに戻されることになる。

## **O. MOWCAP登録簿に既に登録された記録物への追加**

- 1 前述（「F. 申請書の提出の形式」）のように、個々の記録物が複数の複製物や異本の形で存在する場合、申請に採用された特定の複製物だけでなく、知的実体である「作品」そのものに関係することになる。もし、同等の完全性と時代性を持つ複製物がその後確認された場合、既存の登録への追加が提起できる。
- 2 同じ仕組みは、不完全であることが判明した登録コレクションの場合にも適用される。例えば、コレクションが複数の機関にまたがって所蔵されており、さらなる部分が後に確認された場合などである。さらに、登録されたコレクションが段階的に増加した場合、登録コレクションの特性や属性を変更しない限りにおいて、既存の登録を更新する場合もある。
- 3 また、〔ユネスコの〕「世界の記憶」のウェブサイト上から入手できる「登録の手引き」に詳述されているように、MOWCAP地域登録にも、動的なボーン・デジタルの資料を保存するため、オリジナルの登録記録物に対し、〔データの〕アップデートが必要になる場合がある。
- 4 これら全てのケースにおいて、所有者／管理者、MOWCAP総会、ビューロー、またはMOWCAP事務局長によって、追加にかかるプロセスが開始されうる。RSCに割り当てられる付随する作業には、以下のことが含まれる。
  - 既存の申請を見直し、特定の事例に適した真正性、独自性、完全性、希少性の基準を確立する。

- 提案された事例や、所有者/管理者、また関連する管理計画を特定する。
  - 現在登録されている記録物が引き続き選考基準を満たすかどうかを見直しなが、既存の登録に事例を追加するための準備を行う。
- 5 MOWCAP事務局長は、次いで関連する所有者/管理者に連絡を取り、登録に当該複製物を追加する同意を得る。
  - 6 追加の提案には、MOWCAPが作成する簡易版の申請様式が使用され、ウェブサイト上で公開される。それ以降は、2年ごとの申請受付に必要な期限及びその他のプロセスが適用され、結果は新しい登録リストと同時に発表される。登録した記録物の所有者/管理者には「登録認定書」が授与される。

## **P. モニタリングと報告**

MOWCAPは、国際登録の「一般指針」に最近追加された、登録記録物に関する定期的なモニタリングと報告のプロセスを導入する予定である。ビューローでは、このプロセスをどのように策定するかを議論し、将来の〔MOWCAP〕総会での採用に向けて提案する。

## **Q. MOWCAP地域登録からの削除**

- 1 記録遺産は、劣化してしまった場合や、その完全性が損なわれ、登録の根拠となった選考基準をもはや満たさなくなった場合、MOWCAP地域登録から削除されることがある。また、新たな情報により登録の再評価が行われ、その非適格性が証明された場合にも、削除が正当化されることがある。
- 2 MOWCAP地域登録からの記録物の削除にかかる提案は、個人または組織(MOWCAPを含む)により、〔MOWCAP〕事務局長に書面による懸念を表明することで開始することができる。この問題は、調査及び報告のためにRSCに付託される。懸念が立証された場合、〔MOWCAP〕事務局長は申請者（連絡が見つからない場合は他の適切な機関）に連絡し、回答を求める。RSCは回答とそれまでに集めた追加データを評価して、MOWCAPビューローまたは〔MOWCAP〕総会に対して、削除、〔登録の〕維持、又は適切な是正措置のいずれかに関する勧告を行う。MOWCAPが削除を決定した場合、〔懸念に対する〕回答を行った団体に通知される。

## **R. 失われた遺産、行方不明の遺産**

- 1 記録遺産の大部分は失われたり、行方不明になったりしている。現在では見ることのできないこれらの遺産の公的な記録を作成することは、「世界の記憶」事業を文脈の中で位置づける重要な手段であり、失われ、散り散りになった記憶を仮想的に再構成する可能性への先駆けとなる。また、現存する遺産を特定し、保護するという課題に、緊急性と展望を与えるものである。
  
- 2 将来的には、「世界の記憶」アジア太平洋地域登録に、現存していれば登録の対象となつたであろう失われた遺産や行方不明の遺産をリストアップするセクションを設けることが想定されている。失われた遺産とは、もはや現存しないことがわかっているもので、その崩壊や破壊が確実に記録されている、あるいは確実に推測できるものを指す。行方不明の遺産とは、現在の所在が不明であるが、すでに失われてしまったことが確認できないか、または信頼ある仮定ができない資料である。

(了)